第六十八条の九十八第一項第一号中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項第二号中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）」を削る。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改める。

第六十八条の百二の三を削り、第六十八条の百二の四を第六十八条の百二の三とする。

第六十八条の百五第一項中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十八条の百七の二第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産」を「（無形資産」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するために重要」を「（第十三項において準用する第六十八条の八十八第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を算定するために重要」に改め、同条第十三項中「、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」を「から第十五項まで及び第二十七項から第三十二項まで」に改め、同項の表第六十八条の八十八第八項の項を次のように改める。

第六十八条の八十八第八項	の対価の額	第二項各号	の対価の額とされるべき額				
			につき支払われるべき対価の額	第一項	第六十八条の百七の二第一項	連結所得の金額又は連結欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第二十六項の項中「第六十八条の八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八第三十二項」に改め、「連結法人」を削り、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項第一号及び第二十三項の項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号及び第二十三項」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号及び第二十九項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項の項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号及び第二十九項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十五項の項中「第六十八条の八十八第三十一項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十六項の項中「第六十八条の八十八第三十二項」に改め、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十七項の項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十八項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十八項の項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十八条の八十八第十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引			
		及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	及び同条第二十八項	及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項
			又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	

に改め、同表第六十八条の八十八第二十一項の項中「第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十八条の八十八第十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引	
		第七項の規定の適用がある国外関連取引	第六十八条の百七の二第六項に規定する同時文書化免除内部取引
		第一項	同条第一項
		財務省令	同条第六項に規定する財務省令
		連結所得の金額又は連結欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第八項第一号の項中「第六十八条の八十八第八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改め、同表第六十八条の八十八第八項の項の次に次のように加える。

第六十八条の八十八第十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引	
		第六十八条の百七の二第三項	同条第一項
		第六項	同条第三項

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第八項第二号の項中「第六十八条の八十八第八項第二号」を「第六十八条の八十八第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十八条の八十八第九項各号	対価の額	対価の額とした額
第六十八条の八十八第十一項	同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引	同時文書化対象内部取引（第六十八条の百七の二第五項に規定する同時文書化対象内部取引
	第六項	同条第三項
第六十八条の八十八第十二項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
	第六項	第六十八条の百七の二第三項
	第一項	同条第一項
	として財務省令	として同条第五項に規定する財務省令
	連結所得の金額又は連結欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十八条の百八第一項中「法人税法第二条第七号に規定する」及び「の各号」を削り、「係る同法」を「係る法人税法」に改める。

第六十八条の百九の二第一項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「特定外国親法人（」を削り、「で特定軽課税外国法人」を「のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等」に、「ものをいう」を「ものに限る」に、「同じ」を「特定外国親法人という」に改め、「交付された」を削り、「（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」を「に規定する特定分割型分割」に改め、同条第三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人等」を「特定軽課税外国法人等」に改める。